

第 38 号 議 案

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県窯業技術センター条例（平成 3 年長崎県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 2（第 9 条関係）						別表第 2（第 9 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	センターにおける試験等の実施	窯業技術センター試験等手数料	耐火度	1 件	<u>2,300円</u>	1	センターにおける試験等の実施	窯業技術センター試験等手数料	耐火度	1 件	<u>2,280円</u>
			略						略		
			定性分析	1 試料	<u>4,180円</u>				定性分析	1 試料	<u>4,030円</u>
			定量分析	1 成分	<u>2,910円</u>				定量分析	1 成分	<u>2,720円</u>
			応用試験	1 件	760円以上 <u>8,410円以下</u>				応用試験	1 件	760円以上 <u>7,880円以下</u>
加工調整	1 件	<u>1,190円以上</u> <u>25,590円以下</u>	加工調整	1 件	<u>1,180円以上</u> <u>25,530円以下</u>						
2	略					2	略				
備考 略						備考 略					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

関係経費の増減に伴い、手数料の一部について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。